

特定非営利活動法人 JUON NETWORK

役員報酬に関する規程

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 JUON NETWORK（以下、本会という）の役員報酬および職員の給与等に関する取り扱いを定める。

第2条 当会の役員報酬は支給しない。

特定非営利活動法人 JUON NETWORK 職員就業規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この就業規則(以下「本規則」という)は、特定非営利活動法人 JUON NETWORK (樹恩ネットワーク) (以下「本会」という。)が目的とする事業の達成と日常業務を円滑に行うため、本会に勤務するパートタイマーおよび臨時職員の服務規律および労働条件その他就業に関する事項について定めたものである。
2. 本規則および本会の定める諸規程、雇用契約書に定めのない事項については、労働基準法および短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律その他関係諸法令の定めるところによる。

(適用範囲および定義)

- 第2条 本規則は、本会に勤務するパートタイマーおよび臨時職員に適用する。
2. 本規則でパートタイマーおよび臨時職員とは、第2章の定めにより、期間を定めて採用された次の者、ならびに第7条の定めにより無期雇用転換した者をいう。
- (1) パートタイマー 原則として1週間の所定勤務時間が同種の業務に従事する職員より短い者
- (2) 臨時職員 6ヵ月以内の期間を定めて臨時に採用された者

(規則等の遵守)

- 第3条 パートタイマーおよび臨時職員は、本規則をはじめとする本会の諸規程ならびに関係法令を遵守して誠実に義務を履行するとともに、本会の指示に従い、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

第2章 採用

(採用)

- 第4条 本会は、パートタイマーまたは臨時職員として入職を希望する者のうちから、所定の選考手続きを経て適当と認められた者をパートタイマーまたは臨時職員として採用する。

ることができる。

2. 要介護状態にある家族を介護するパートタイマーまたは臨時職員は、本会に申し出ることにより、対象家族一人について通算 93 日間の範囲内で、介護のための時差出勤制度の適用を受けることができる。
3. 前二項に関する適用対象者、申し出の方法等については介護休業等に関する規程に定めるところによる。
4. 本条に定める介護休業の期間は無給とする。

(業務上の傷病による休業)

- 第 39 条 パートタイマーまたは臨時職員が業務遂行中に業務に起因して負傷または疾病にかかり、労働者災害補償保険法による給付申請をした場合で、当該負傷または疾病が業務上の災害によるものと認定された場合には、業務上の休業として取り扱い、当該療養に必要な期間休業させる。
2. 前項の休業は、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったときはその日までとする。
 3. 第 1 項の休業期間中は給与を支給しない。ただし、休業開始から 3 日間については休業補償として平均賃金の 60%を支払うものとする。

第 5 章 給与等

(給与支払の原則)

- 第 40 条 本規則で給与とは、労働の対象として支払われるものをいい、別に定めがある場合を除き、パートタイマーまたは臨時職員が勤務しないときは、原則として給与を支払わない。

(端数の取扱い)

- 第 41 条 本規則の適用にあたって、計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。

(給与の構成)

- 第 42 条 給与は、基本給および通勤手当ならびに超過勤務手当によって構成する。

(基本給)

- 第 43 条 基本給は時間給とし、その額は職務内容、経験、技能、職務遂行能力等を総合

的に勘案して、雇用契約書によって個別に定めるものとする。

(昇給)

第44条 雇用期間中は、原則として昇給は行わない。

(通勤手当)

第45条 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者に対して、通勤に要した費用の実費を支給する。ただし、通勤経路における1ヵ月定期券相当額(上限月額2万5千円)を限度とする。

2. 本条の通勤手当は、原則として、自宅から本会までの最短かつ最も経済的な通勤経路によって算出した額とする。

(超過勤務手当)

第46条 パートタイマーまたは臨時職員が時間外勤務、休日勤務または深夜勤務を行った場合には、その時間数に応じて、それぞれ次の計算式によって算出した額の超過勤務手当を支給する。

(1) 時間外勤務手当(1日7時間または1週40時間を超えて勤務したとき)

$$= \text{時給額} \times 1.25 \times \text{勤務時間}$$

(2) 休日勤務手当(法定休日に勤務したとき)

$$= \text{時給額} \times 1.35 \times \text{勤務時間}$$

(3) 深夜勤務手当(午後10時から午前5時までの時間帯に勤務したとき)

$$= \text{時給額} \times 0.25 \times \text{勤務時間}$$

2. 前項第1号の定めにかかわらず、1日8時間または1週40時間を超えて勤務した時間の合計が1ヵ月60時間を超えた場合、その超えた時間について、次の計算式によって算出した額の超過勤務手当を支給する。この場合、1ヵ月の起算日は、毎月16日とする。

$$= \text{時給額} \times 1.5 \times \text{勤務時間}$$

3. 前二項の勤務時間とは、一給与計算期間内に行った時間外勤務、休日勤務または深夜勤務のそれぞれの時間数を合計して算出した時間とする。

(給与の計算期間および支払日)

第47条 給与の計算期間は、前月16日から当月15日までとし、当該期間分の給与を当

月 25 日に支払う。

2. 前項の支払日が金融機関の休業日にあたる時は、その前日に繰り上げて支給する。

(退職時および非常時払い)

第 48 条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときに、パートタイマーまたは臨時職員(本人が死亡したときはその遺族)から請求があったときは、本会は給与支払日以前であっても既往の勤務に対する給与を支払う。

- (1) 本人が死亡または退職し、もしくは解雇されたとき
 - (2) 本人またはその収入によって生計を維持する者が出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき
 - (3) 本人またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上にわたって帰郷するとき
 - (4) その他特別の事情があると生協が認めたとき
2. 前項第 1 号の場合、本会はその権利者から請求があった日から 7 日以内に給与を支払うとともに、パートタイマーまたは臨時職員の権利に属する金品を返還するものとする。この場合、給与または金品に関して争いがある場合には、異議のない部分についてのみ支払いまたは返還するものとする。

(給与の支払方法)

第 49 条 給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、次に掲げるものは控除する。

- (1) 所得税および住民税
 - (2) 健康保険料・介護保険料および厚生年金保険料ならびに雇用保険料
 - (3) 職員等の過半数で組織する労働組合または職員等の過半数を代表する者と書面による協定を締結したもの
2. 前項の定めにかかわらず、本人の同意を得た場合には本人が指定する金融機関の口座への振込みによって給与を支払うものとする。ただし、本会が必要と認めるときは、本人に直接支払うことがある。
 3. 第 1 項の定めにかかわらず、誤算によって過誤払いが生じた場合には、予告したうえで、原則として翌月以降の給与で精算するものとする。

(遅刻、早退、欠勤等の取り扱い)

第 50 条 パートタイマーまたは臨時職員の遅刻、早退、欠勤等の不就労時間に対しては、給与を支給しない。

(賞与および退職金)

第51条 パートタイマーまたは臨時職員については、原則として賞与および退職金を支給しない。

第6章 退職および解雇

(退職事由および退職手続き等)

第52条 パートタイマーまたは臨時職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日をもって退職とし、パートタイマーまたは臨時職員としての身分を失う。

- (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 雇用期間が満了し、契約期間の更新がされなかったとき
 - (3) 自己の都合により退職願を提出し生協が承認したとき
 - (4) 本会が退職を勧奨し本人がこれを了承したとき
 - (5) やむを得ない理由がないのに無断欠勤が5日におよんだとき
 - (6) 1ヶ月以上継続して欠勤したとき
 - (7) 身体または精神に障害があり、業務に耐えられないと認められたとき。
2. パートタイマーまたは臨時職員が、契約期間中に自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも退職予定日の14日前までに退職届を提出しなければならない。
3. パートタイマーまたは臨時職員が行方不明となって、30日を経過したときは、退職の意思表示があったものとみなし、その日をもって退職したものとする。

(解雇事由)

第53条 本会は、パートタイマーまたは臨時職員が次の各号のいずれかに該当したときは解雇する。

- (1) 勤務成績または業務効率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められるとき
- (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、パートタイマーまたは臨時職員としての職責が果たせないと認められるとき
- (3) 精神または身体の障害もしくは疾病によって、業務に耐えられないと認められるとき
- (4) 本規則第61条に定める懲戒解雇事由に該当したとき
- (5) 試用期間中の者で、本会がパートタイマーまたは臨時職員として不適格と認められたとき

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人 JUON NETWORK	事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
-----	--------------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	8,344,000円
受取寄付金	10,947,808円
受取助成金等	3,214,691円
事業収益	7,243,746円
その他収益	5,721円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	29,755,966円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	・ 譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			2018.5.29	6,080 円	割り箸の購入
			2018.6.10 -2019.3.17	36,000 円	イベントでの施設利 用・道具借用料
			2018.11.4	22,274 円	イベント講師謝金
			2018.4.1 -2019.3.31		職員給与
			〃	1,504,735 円	職員社会保険料
			〃	757,210 円	職員通勤費
			〃	23,730 円	事務用品
			〃	266,450 円	コピー代
			〃	287,900 円	総会・イベントでの施 設利用
			〃	143,617 円	電話料金・郵送費
			〃	129,600 円	車庫使用料金

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
該当なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 JUON NETWORK	チェック欄
-----	--------------------------	-------

✓

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	2018年4月1日～ 2019年3月31日	23人	0人	0%	6人	26.08%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

長岡 均	理事	○							2010. 6. 12 就任
長本 朝子	理事	○							2008. 6. 21 就任
浅沼 由紀	理事	○							2014. 6. 28 就任
佐藤 孝	理事	○							2018. 6. 23 就任
河田 喜一	理事	○							2017. 6. 24 就任
藤田 和則	理事	○							2014. 6. 28 就任
五島 章夫	理事	○							2015. 6. 27 就任
中村 祐志	理事	○							2015. 6. 27 就任 2018. 6. 22 退任
佐藤 宗治	理事	○							2016. 6. 25 就任
横枕 五郎	理事	○							2016. 6. 25 就任
林 遥介	理事	○							2018. 6. 23 就任
齋藤未樹也	理事	○							2017. 6. 24 就任 2018. 6. 22 退任
今國 喜榮	監事	○							2009. 6. 6 就任
川上 仙太郎	監事	○							2008. 6. 21 就任
柳田 章	監事	○							2018. 6. 24 就任
佐藤 和之	監事	○							2014. 6. 28 就任 2018. 6. 22 退任

(注意事項)

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人 JUON NETWORK		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	ルーズリーフ・ エクセル使用	随時	10年
総勘定元帳	ルーズリーフ・ ファイルメーカー使用	随時	10年
振替伝票	一枚伝票	随時	10年
入金伝票	一枚伝票	随時	10年
出金伝票	一枚伝票	随時	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 JUON NETWORK	チェック欄
-----	--------------------------	-------

✓

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定特定非営利活動法人 JUON NETWORK	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人 JUON NETWORK
-----	--------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人 JUON NETWORK	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(註2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ